

# 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案について (概要)

令和4年7月  
国土交通省不動産・建設経済局

## 1. 背景

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「法」という。）及び資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号。以下「令」という。）においては、建設業を「特定再利用業種」として、土砂等を「指定副産物」としてそれぞれ指定し、土砂、コンクリート塊等について再生資源としての利用を促進することとしており（法第2条、令第2条、第7条、別表第2、別表第7）、国土交通大臣は、再生資源の利用を促進するため、再生資源の利用又は利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定め、事業者の取組が当該基準に照らして著しく不十分であると認める場合には勧告及び命令を行うことができることとされている（法第15条、第17条、第34条、第36条）

ここで、建設工事から発生する土砂は、コンクリート塊など他の副産物に照らして再生資源としての利用が進んでいない現状があり、他の建設工事での利用など、再生資源としての利用の促進が課題となっている。

また、近年、自然災害の激甚化・頻発化により、不適切な盛土等による土砂災害リスクが増加しているところ、令和3年7月には静岡県熱海市で大雨による土石流災害が発生するなど、各地で盛土に起因した大規模な被害が発生しており、土砂等の不適正処理の抑制や危険な盛土等の発生防止の観点からも、更なる再生資源としての利用促進が求められている。

## 2. 概要

法第15条第1項の判断の基準となるべき事項に照らして再生資源の利用が著しく不十分であると認める場合に国土交通大臣による勧告及び命令の対象となる特定再利用事業者の要件（その事業年度における建設工事の施工金額が50億円以上であること）について、「50億円以上」を「25億円以上」に引き下げる。（別表第2関係）。

法第34条第1項の判断の基準となるべき事項に照らして再生資源の利用の促進が著しく不十分であると認める場合に国土交通大臣による勧告及び命令の対象となる指定副産物事業者の要件（その事業年度における建設工事の施工金額が50億円以上であること）について、「50億円以上」を「25億円以上」に引き下げる。（別表第7関係）。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和4年8月下旬～9月上旬

施 行：令和5年1月1日